

大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	964円 (令和元年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円 (令和元年12月1日)	主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方 次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰め業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車小売業	965円 (令和元年12月1日)	
自動車・同附属品製造	970円 (令和2年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	968円 (令和2年12月1日)	
鉄鋼業	968円 (令和2年12月1日)	
塗料製造業	971円 (令和2年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	966円 (令和2年12月1日)	

賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①業務改善助成金のご案内(2020(令和2)年度)
- ②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内
- ③中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪府労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

①業務改善助成金のご案内(中小企業向け) 2020(令和2)年度

・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

・生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた。
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員と来店客との動線が分かれ、業務が効率化された。
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった。

※令和2年度の申請期限は、令和3年1月29日までです。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)におたずねください。

②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・中小企業・小規模事業者等以外の企業も利用可能な助成制度です。
- ・全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができます。 ※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模
事業者の皆様へ

2020(令和2)年度厚生労働省大阪労働局委託事業

③大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内 (相談無料)

専門家(社会保険労務士等)が無料で相談対応、中小企業・小規模事業者へ支援制度をご提案!!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ・専門家(社会保険労務士)が電話・来所・電子メール・オンライン・企業訪問による相談支援を実施。
- ・「人材確保のための労務改善」や「新型コロナウイルス感染症への対応」などの相談にも対応。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応。

受付:月・火・木・金曜日9:00~17:00、水曜日9:00~18:00、土・日・祝休み

所在地:大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話:0120-068-116 (E-mail:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp)



最低賃金の計算方法

◎次の賃金は計算から除外されます。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外や深夜労働および休日労働に対する賃金

◎賃金の支払われ方別 最低賃金額との比較方法

- ・時間給制 時間給 \geq 最低賃金額
- ・日給制 日給額 \div 1日の平均所定労働時間 \rightarrow 時間額に換算 \geq 最低賃金額
- ・月給制 月給額 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \rightarrow 時間額に換算 \geq 最低賃金額
- ・混在する場合 各賃金の1時間あたりを算出し、合計した額 \geq 最低賃金額

◎最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています。

<https://pc.saiteichingin.info/> で
全国の最低賃金確認や自分の
最低賃金のチェックができるよ!

